

日本：コーポレートガバナンス・コードの改訂について

2021年3月23日

One Asia Lawyers Group

弁護士法人 One Asia

日本法弁護士 江副 哲

同 藤村 啓悟

同 栗田 哲郎

1. はじめに

2021年にコーポレートガバナンス・コード（以下「CG コード」といいます。）の改訂が予定されています（2018年の改訂時には、2021年3月に改訂案が発表され、同年6月1日に改訂されるというスケジュールでしたが、現時点では、改訂案は発表されていません。）。

コーポレートガバナンスの課題を検討する、金融庁主催の2021年12月8日開催のCG コードフォローアップ会議では、「コロナ後の企業の変革に向けた取締役会の機能発揮及び企業の中核人材の多様性の確保（案）」と題する意見書（以下「意見書」といいます。）につき議論されました。

意見書は、これまでのフォローアップ会議での議論を取りまとめたものであり、改訂案について言及されていますので、CG コードの改訂案は意見書の内容を参考する形で作成される見通しです。

今回のCG コード改訂は、東京証券取引所の市場区分再編とも関連しています。そのため、本稿では意見書の内容から、改訂予定の内容を概説するとともに、東証の市場区分再編との関わりも説明します。



2 改訂の背景

CG コードは2015年に策定され、2018年に改訂が行われています。今回は2度目の改訂で、3年に1度のペースで改訂が行われています。

改訂はコーポレートガバナンスの課題に対応する形で行われます。前記のフォローアップ会議では、資本コストを意識した経営、取締役会の機能発揮、中長期的な持続可能性、監査の信頼性の確保、グループガバナンスのあり方、コロナ後の企業の変革などといった課題が挙げられており、これら課題について議論が行われています。意見書は、これらのうち、取締役会の機能発揮、中長期的な持続可能性に関連する事項の改訂につき、提案を行っています。

3. 独立社外取締役の3分の1以上の選任

意見書では、2022年に予定されている東京証券取引所の市場区分再編後のプライム市場につき、その上場企業に対し、独立社外取締役の3分の1以上の選任を求めるべきであると提案しています。これは、諸外国のCGコードや上場規則の大半は、3分の1以上ないし過半数の独立社外取締役の選任を求めていることや、独立社外取締役が企業の経営環境の変化を見通し、経営戦略に反映させることを期待してのことです。

また、諸外国のCGコードや上場規則が過半数の独立社外取締役の選任を求めていることも踏まえ、それぞれの経営環境や事業特性等を勘案して必要と考える企業には、独立社外取締役の過半数の選任を検討するよう促すべきであるとの提案もなされています。

ただし、これは独立社外取締役を増加させねばならぬほど、期待される企業価値の向上及び経営監督機能の強化に資するという前提に立ったものです。現状では、独立社外取締役の数を増加させることのみを目的とすることに否定的な意見もあります。

しかし、特に支配会社を有する上場企業については、そのような企業特有の問題に対応するために、過半数の独立社外取締役選任を求めることが積極的に検討されています。支配会社を有する上場会社では、支配会社と少数株主との間に構造的な利益相反リスク（例えば親会社と子会社間の取引の場合など）があるため、取締役会の独立性を高める必要性があるからです。

2021年1月26日開催のCGコードフォローアップ会議では、会議メンバーから支配会社を有する上場会社では、独立社外取締役を過半数選任とすべきという意見も複数出ている状況です。今後の会議の議論次第では、支配会社を有する上場会社は、特別に独立社外取締役の過半数の選任を要求される可能性があります。

4. スキルマトリックスの公表

意見書では、スキルマトリックスの開示を求めることが提案されています。

スキルマトリックスとは、各取締役が有するスキルを、マトリックス表でまとめたものになります（例：下図筆者作成）。

	経営	国際性	IT知識	金融知識	マーケティング
取締役 A	●				●
取締役 B		●	●		
取締役 C	●				
取締役 D				●	
取締役 E		●			●

スキルマトリックスを開示することの意義は、株主が取締役会のスキル構成を知ることができることに加え、会社自身が取締役会の構成を検討し、説明することに資する点にあります。

上記のような意義・目的の達成手段として、各取締役の有するスキルの組み合わせ、いわゆるスキ

ルマトリックスの開示を求めることが検討されています。

5. 企業の中核人材における多様性（ダイバーシティ）の確保

社会の多様化に対応し、企業の持続的な成長を確保する上では、企業内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な価値観が求められます。このため、企業内の多様性を確保することについても、CGコードの改訂案として提案されています。

意見書は、企業内の多様性確保を推進するために、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともにその状況を公表することを求めるべきとします。

また、意見書は、多様性の確保を推進するための人材育成体制や社内環境整備を促すために、企業が多様性の確保に向けた人材育成方針・社内環境整備方針をその実施状況と合わせて公表するように求めるべきとしています。

6. 市場区分再編との関連

今回のCGコード改訂で、上場企業に大きな影響があるのは、東京証券取引所の市場区分再編にあたっての市場選択手続です。特に、2022年の新市場区分移行後の「プライム市場」では「より高いガバナンス水準」が求められます。

市場選択手続では、改訂後CGコードの内容を反映したコーポレートガバナンスに関する報告書が提出書類となっています。

したがって、上場企業においては、新市場区分の市場選択手続にあたり、改定後CGコードへの対応が必要となる可能性がありますので、今後もCGコードフォローアップ会議における議論の動向を注視する必要があります。

以上

◆One Asia Lawyers 弁護士法人 One Asia 大阪オフィス◆

「One Asia Lawyers」は、日本およびASEAN各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初のASEAN法務特化型の法律事務所です。

弁護士法人One Asiaの大坂オフィスは、西日本の各地域に本拠を置く企業の国内外を問わない経済活動に関するビジネス法務分野を取り扱うことを目的に設立されました。すなわち、同オフィスは、One Asia Lawyersが取り扱う国際業務分野の一層の強化の一環として、各アジアオフィスと連携し、クロスボーダーの案件を取り扱うことはもちろん、東京オフィスとも連携し、国内外のあらゆるビジネス法務分野における「ワンストップ・サービス」を、西日本にて提供しております。

<著者>

	<p>江副 哲 弁護士法人 One Asia 大阪オフィス 代表パートナー弁護士 インフラ輸出リーガルプラクティスチームリーダー</p> <p>大学から大学院まで土木工学を専攻し修了後、ゼネコンに入社し土木技術者として 土木工事の施工管理や設計に従事した実績を踏まえ在職中に技術士（建設部門）の資格を取得する。その後、法科大学院で一から法律を学び、卒業後、司法試験に合格、大阪弁護士会に弁護士登録、建築紛争専門の法律事務所に入所し大阪事務所の所長として、ゼネコン、ハウスメーカー、工務店、建設コンサルタント、一級建築士事務所等の企業側の代理人として数々の建設紛争案件に携わり、顧問先企業からの日常の法律相談にも対応してきた。One Asia Lawyers のインフラ輸出リーガルプラクティスチームのリーダーとして、各種インフラ関連企業に対して、法的側面・技術的側面の両面からリーガルサポートを提供している。</p> <p>satoru.ezoe@oneasia.legal</p> <p>06-6311-1010</p>
	<p>藤村 啓悟 弁護士法人 One Asia 大阪オフィス 弁護士</p> <p>2020 年 12 月、大阪弁護士会に弁護士登録後、弁護士法人 One Asia 大阪オフィスに入所し、交通事故関連の事件、離婚・相続等の家事事件、土地明渡請求事件などの民事事件に関する業務や顧問先企業からの日常の法律相談対応に携わり、紛争解決及び紛争予防に尽力している。</p> <p>今後、主に企業案件、涉外案件に携わり、顧問先企業様により良いリーガルサービスを提供できるように取り組んでいく。</p> <p>keigo.fujimura@oneasia.legal</p> <p>06-6311-1010</p>



栗田 哲郎

One Asia Lawyers Group 代表

シンガポール・日本・USA/NY 州法弁護士

日本の大手法律事務所に勤務後、シンガポールの大手法律事務所にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所アジアフォーカスチームのヘッドを務め、2016年7月 One Asia Lawyers Group を創立。シンガポールを中心にクロスボーダーのアジア法務全般（M&A、国際商事仲裁等の紛争解決等）のアドバイスを提供している。2014年、日本法弁護士として初めてシンガポール司法試験に合格し、シンガポール法のアドバイスも提供している。

tetsuo.kurita@oneasia.legal

+65 8183 5114